鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会 設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想 (令和3年8月策定)に基づく一般廃棄物処理施設の建設用地の選定に 当たり、鳥取県西部広域行政管理組合から、抽出を依頼された当該建設 用地の候補となり得る本市の区域内における適地(以下「米子市内適地」 という。)について検討するため、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地 候補米子市内適地検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、米子市内適地の案を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

- 第3条 検討会は、座長及び副座長1人並びに委員をもって組織する。
- 2 座長は、副市長をもって充て、副座長は、市民生活部長をもって充て る。
- 3 委員は、総務部長、総合政策部長、経済部長及び都市整備部長をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 検討会の会議(次項において単に「会議」という。)は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席 を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができ る。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、市民生活部クリーン推進課において処理し、市 民生活部環境政策課において、これを補佐する。

(規定外事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。